

## THEペット法塾の「動物愛護法」改正提言と実現の内容 今後の取組に向けて

THEペット法塾代表 弁護士 植田勝博

皆様の大きな参加によって、THEペット法塾は、下記の通り、動物愛護法改正の提言をし、他の団体と共に、国民的な活動をしてきました。

THEペット法塾と共催団体が共に進めてきた国民運動によって、THEペット法塾の提言は、改正動物愛護法に大きく取り入れられて大きな発展をしました。

下記にTHEペット法塾の主要な提言と、その結果の改正動物愛護法の内容を紹介致します。(詳細は動物法ニュースに掲載致します。)

今回の改正動物愛護法は、法律の実効性や、課題について、行政、国民ないし愛護団体、動物関係者において、今後、取り組みが必要であることが示されており、この法律が生かせるか、否かは、私達の今後の活動や努力に託されています。

これを受けて、改正法の実行化のための国民運動の活動が必要です。また、実験動物の次期国会での改正や、産業動物などを前進させるという活動が必要です。現在、THEペット法塾は共催団体とともに、実験動物のアンケートを実施しており、改正運動を続けていきます。

(THEペット法塾の主要な法改正の活動)

- ① 2010,11月 THEペット法塾「動物愛護法改正」全国署名運動
- ② 2011.6.4 THEペット法塾シンポジウム「動物愛護法改正」、法改正の提言
- ③ 2011,7,25 THEペット法塾・民主党「犬猫等の殺処分を禁止する」議員連盟総会意見「犬猫等の殺処分を禁止する」
- ④ 2012,1,20 THEペット法塾・衆議院議員会館300人集会「殺す行政から生かす行政」の提言
- ⑤ 2012,6,19 THEペット法塾・衆議院議員会館300人集会『『動物の命』と『人と動物の共生』動物の命と福祉・実験動物』の提言
- ⑥ 2012,8月 「動物愛護法・実験動物の法改正を求める申込書」意見書活動

ALIVE、JAVAとの共催や後援などを受けて来ました。

⑤と⑥は、主催：THEペット法塾、共催：全国動物ネットワーク、日本動物虐待防止協会、栄町猫対策委員会、犬猫救済の輪、動物実験の法制度改善を求めるネットワーク、動物愛護支援の会（マルコ・ブルーノ氏）、NPO法人アニマルレフュージ関西（エリザベス・オリバー氏）

なお、THEペット法塾の動物愛護法改正に御尽力を頂いた国会議員、松野頼久議員、生方幸夫議員、岡本英子議員、田島一成議員、松浪ケンタ議員、山本幸三議員、玉置公良議員、藤野真紀子・前衆議院議員など、多くの国会議員の先生方に多大のご支援を頂きましたことを、ここに深く感謝申し上げます。

THEペット法塾の提言事項、() 番号と、改正動愛法「**法改正**」○番号

#### 1 動物愛護法35条、行政の動物引取、殺処分の規定の廃止（制限）

行政の引取、殺処分は、動物愛護法の基本原則に反し（同法2条）、遺失物法（14日間の公告、所有者への返還義務、拾得者の所有権）違反、狂犬病予防法（罹患しない犬ねこは狂犬病予防法の殺処分は許されない（同法第4条1項）違反であり、であり、同規定の制限、廃棄を求める。

- (1) 動愛法35条2項の所有者不明の犬ねこの引き取り動物は、遺失物法の遵守と遺失動物の飼主探しの義務の明確化、動物を生かすための里親探しの義務を明確化
- (2) 殺処分ゼロを目指す。そのための予算措置を取る。
- (3) 管理については、公的シェルターの設置、施設の環境の整備が求められる。
- (4) シェルター内への一般人の自由な立ち入りを認める。
- (5) 引き取りを求める飼主等に対する指導、教育義務
- (6) 処分については、飼主に戻すこと、これができないときは里親探しなど生存の機会を確保することを基本とする規定が必要である。
- (7) 狂犬病に罹患をしていない動物については狂犬病予防法による殺処分はしないことを明確にする。

**法改正；**

- ① 「都道府県等が、犬猫等販売業者から犬又は猫の引取りを求められた場合その他の終生飼養の責務の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合

には、その引取りを拒否することができる」(要綱35条1項関係)

35条但書「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合、その他の第7条第4項の規定の趣旨(終生飼養義務)から相当事由がないとき(環境省令で定める)場合は引取拒否できる。」(35条1項)

- ② 「都道府県知事等は、引取りを行った犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努める」(要綱35条4項要綱)

行政の、殺処分をなくすことを目的として、所有者の発見返還、希望者(里親)への譲渡努力義務、(35条4項)

- ③ 行政の引取制限、要件の厳格化、不適切な者からの拒否、引取犬猫を譲渡、インターネット活用、殺処分ゼロの最大限努力義務。(付帯決議6項)

「犬猫の引取り数の減少が殺処分頭数の減少に寄与することに鑑み、引取りの要件を厳格化し、引取りを繰り返し求める者や不妊去勢手術を怠ってみだりに繁殖させた者からの引取りを拒否できるようにするなど、引取り数の更なる減少を目指すこと。また、飼い主の所有権放棄により引き取られた犬猫も譲渡対象とし、インターネットの活用等により譲渡の機会を増やすこと等を通じて、殺処分頭数をゼロに近付けることを目指して最大限尽力するよう、各地方自治体を指導すること。」(付帯決議6項)

- ④ 行政の、犬猫等の収容施設の拡充、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の促進、動物愛護推進員の活動の強化等、の施策の実施のための財政支援を拡充すること(付帯決議11項)

「犬猫等収容施設の拡充、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の促進、動物愛護推進員の活動の強化等動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、地方自治体に対する財政面での支援を拡充すること。」(付帯決議11項)

## 2 動物取扱業について

- (1) 繁殖業者は知識と倫理をもった資格制度(ライセンス制)の導入

乱繁殖の禁止、良い子孫を残すための繁殖義務、遺伝性疾患、性格等の検査を済ませて繁殖、販売の義務

ケージに閉じこめ、犬の普通の生活なく繁殖のみを繰り返す虐待禁止。繁殖犬であっても生涯適正飼育の義務。使い捨てを許さない。

- (2) 深夜営業、インターネット販売、通信販売、移動販売、幼齢販売（8週齢）、その他の不適切な販売の規制
- (3) ブリーダー資格、多種飼いの制限
- (4) 店舗に生体を置く販売の規制
- (5) 適切な飼い飼主に譲渡する義務（飼主の審査義務）→寿命、成犬時の大きさ、運動量、美容の必要性など告知義務
- (6) 行政の事前の立入調査義務→ブリーダーの崩壊による動物虐待早期発見のため行政と民間で協力し、立ち入り調査や指導
- (7) 売れ残り動物の処分の規制・倒産、放置の禁止と厳しい罰則

#### 法改正；

- ① 第1種動物取扱業者と無登録営業の罰金の引上  
従来の動物取扱業者→「第一種動物取扱業者」とする（10条1項）  
30万円以下の罰金→100万円以下の罰金（46条）
- ② 消費者に対する説明義務
- ③ 消費者に対する動物を直接見せる義務、情報提供義務  
「あらかじめ、当該動物を購入しようとする者に対し、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面により書面又は電磁的記録を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行った者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報を提供しなければならない」（21条の4）
- ④ 動物取扱業者の動物保護義務（殺処分等の禁止）  
「第一種動物取扱業者は、感染性の疾病の予防のための措置、動物を取り扱うことが困難になった場合の譲渡し等の適切な措置を講ずるよう努めなければならない」（要綱21条の2、同条の3）
- ⑤ 犬猫等販売業者の販売困難な犬猫の終生飼養義務（殺処分禁止）  
「犬猫等販売業者は、やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となった犬猫等についても、引き続き、当該犬猫等の終生飼養の確保を図らなければならない」（22条の4）
- ⑥ 犬猫等販売業者の幼齢販売の禁止

出生後56日（8週齢）未満の販売禁止（22条の5）

施行日から3年間は「45日」

3年後の翌日から別に法律で定める日まで「49日」

別に法律で定める日、この法律の施行後5年以内に検討する。（附則第7条）

- ⑦ 行政の動物取扱業者への立入検査、勧告、改善命令、措置命令及び取消し等の行政処分並びに刑事告発義務

行政の動物取扱業者への積極的に立入検査、勧告、改善命令、措置命令及び取消し等の行政処分並びに刑事告発も適切に行うこと。（付帯決議1項）

「動物取扱業者による不適正な飼養・保管及び販売が後を絶たない現状に鑑み、動物取扱業者に対する立入検査を積極的に行い、必要があれば勧告、改善命令、措置命令及び取消し等の行政処分並びに刑事告発も適切に行うよう、関係地方自治体を指導すること。」（付帯決議1項）

### 3 多頭飼による動物虐待についての措置・勧告

「都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じると認めるときは、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができること。」（25条3項）

### 4 飼主の動物愛護飼養義務を明文化

- (1) 飼主の無責任な飼養や遺棄などの規制
- (2) 室内飼育や犬ねこの不妊去勢手術の推奨ないし義務化

### 改正法

#### ① 遺棄防止、健康安全保持義務

「目的規定に、動物の遺棄の防止、動物の健康及び安全の保持等、生活環境の保全上の支障の防止並びに人と動物の共生する社会の実現」（1条）

#### ② 動物の逸走防止義務、飼養義務

「何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない」（2条）

「動物の所有者又は占有者の責務等に、動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずること、飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で終生飼養をすること及び繁殖に関する適切な措置を講ずることに努めること等を追加」（要綱7条）

5 動物犯罪の具体化、明確化、機能する規定をする。

### 改正法

#### ① 罰則の規定

##### a 動物殺傷罪（みだりに殺し、又は傷つけた者）

（旧）1年以下の懲役又は100万円以下の罰金→2年以下の懲役又は200万円以下の罰金。（44条1項）

##### b 動物虐待罪

（旧）50万円以下の罰金→100万円以下の罰金（44条2項）

\*動物虐待の行為の内容「みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者」（44条2項）

##### c 遺棄；（旧）50万円以下の罰金→100万円以下の罰金（44条3項）

#### ② 獣医師の通報義務

「みだりに殺傷され、又は虐待を受けた動物を発見した獣医師による通報、動物の愛護及び適正な管理の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対する環境大臣による表彰、国による地方公共団体への動物愛護担当職員の設置等に関する情報提供等の所要の規定を設けること。」（要綱41条の2から41条の4まで関係）

6 動物のトレーサビリティーのためのマイクロチップの装着など

### 改正法

#### ① マイクロチップへの取り組み

マイクロチップの開発、装着のための施策を講ずること。（附則14条第1・2項）  
（付帯決議3項）

「国は、販売の用に供せられる犬、猫等にマイクロチップを装着することが当該犬、猫等の健康及び安全の保持に寄与するものであること等に鑑み、犬、猫等が装着すべきマイクロチップについて、その装着を義務付けることに向けて研究開発の推進及びその成果の普及、装着に関する啓発並びに識別に係る番号に関連付けられる情報を管理する体制の整備等のために必要な施策を講ずるものとする」（附則14条第1項関係）

## 7 野良ねこなど飼主のいない動物への行政の動物保護義務、国民の動物保護義務

### 改正法

- ① 官民挙げて、野良猫（飼い主のいない猫）不妊去勢手術、地域猫対策の官民挙げて一層の推進すること。行政に対して、駆除目的で捕獲された野良猫の引取りは原則禁止、引取った野良猫は最大限譲渡の機会を与えること。（付帯決議8項）

「飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の同意の下に管理する地域猫対策は、猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、官民挙げて一層の推進を図ること。なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努めるよう、各地方自治体を指導すること。」（付帯決議8項）

- ② 行政の、犬猫の収容施設の拡充、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の促進、動物愛護管理に係る諸施策の実施のために財政面での支援を拡充

「犬猫等収容施設の拡充、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の促進、動物愛護推進員の活動の強化等動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、地方自治体に対する財政面での支援を拡充すること。」（付帯決議11項）

- ③ 虐待禁止、環境確保

基本原則に、「何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない」（2条）

- ④ 遺棄禁止、動物の環境保護、人と動物の共生

「目的規定に、動物の遺棄の防止、動物の健康及び安全の保持等、生活環境の保全上の支障の防止並びに人と動物の共生する社会の実現」（1条）

- 8 動物実験の規制、業務を行うものは動物取扱業の登録義務、3R（代替法の選択、使用数の削減、苦痛の軽減）の実効性の強化等、実験動物の福祉の実現

#### 改正法

##### 実験動物の福祉

「実験動物の取扱いに係る法制度の検討に際しては、関係者による自主管理の取組及び関係府省による実態把握の取組を踏まえつつ、国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報の収集に努めること。また、関係府省との連携を図りつつ、3R（代替法の選択、使用数の削減、苦痛の軽減）の実効性の強化等により、実験動物の福祉の実現に努めること。」（附帯決議7項）

- 9 被災動物の保護の救済保護と殺処分をしない。

#### 改正法

- ① 動物愛護管理推進計画と災害時の動物の飼養・保管を図るための施策（6条2項3号）

- ② 動物愛護推進員の被災動物の協力義務

「動物愛護推進員の活動として、災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をするを追加する」（38条2項5号）

- ③ 被災動物の動物愛護管理推進計画、地域防災計画に明記、生存の機会を与え、殺処分禁止

「被災動物への対応については、東日本大震災の経験を踏まえて、動物愛護管理推進計画に加えて地域防災計画にも明記するよう都道府県に働きかけること。また、牛や豚等の産業動物についても、災害時においてもできるだけ生存の機会を与えるよう尽力し、止むを得ない場合を除いては殺処分を行わないよう努めること。」（附帯決議10項）

- 10 産業動物の愛護



## 改正法

### ① 産業動物の被災時の保護義務

「被災動物への対応については、東日本大震災の経験を踏まえて、動物愛護管理推進計画に加えて地域防災計画にも明記するよう都道府県に働きかけること。また、牛や豚等の産業動物についても、災害時においてもできるだけ生存の機会を与えるよう尽力し、止むを得ない場合を除いては殺処分を行わないよう努めること。」（附帯決議 10項）

11 アニマルポリスの導入が求められる。

## 改正法

### ① 動物愛護推進員に獣医系大学又は動物専門学校等の卒業生を活用、動物愛護推進員が動物取扱業者等による不適正飼養等の事案へ関与

「動物愛護推進員の多寡が東日本大震災における被災動物への対応に大きな差異をもたらした教訓を踏まえ、現在は未委嘱の地方自治体に対して推進員の早急な委嘱を促すこと。なお、委嘱に際しては、動物愛護管理に係る施策の担い手となり得る獣医系大学又は動物専門学校等の卒業生も積極的に活用することを推奨するとともに、動物愛護推進員が動物取扱業者等による不適正飼養等の事案に積極的に関与できるようにすること。」（付帯決議 9項）